

平成28年度包括外部監査における意見及び対応状況(総括表)

		頁	対応済	今後実施	検討中	その他	備考
Ⅱ		荒川区の芸術文化施策におけるACCとの協力関係の明確化等について					
	1	ACCと指定管理者との間におけるより一層の協力関係の構築等について					
	(1)	ACCと指定管理者との間におけるより一層の協力関係の構築について	P42	○			
	(2)	芸術文化振興プランにおけるサニーホール及びムーブ町屋の役割及びACCとの協力関係等の明確化	P44	○			
	2	所管部署の一元化について	P46	○			
Ⅲ		指定管理者のモニタリング・収支報告等について					
	1	指定管理業務に対する実績評価方法について	P47	○			
	2	本社経費の取扱いについて					
	(1)	適切な収支報告の徴収について	P52	○			
	(2)	本社経費の明確化について	P54	○			
	3	指定管理者からの収益還元方法の多様化について					
	(1)	還元額算定方法の統一について	P56	○			
	(2)	収益還元方法の多様化について	P57	○			
	4	(補足) 荒川区における指定管理者制度の見直しについて	P59	○			
	5	発生主義に基づくコスト計算について					
	(1)	荒川区が直接負担するコストの試算					
		① コストの試算方法	p61				課題なし 意見なし
		② サニーホールの管理運営に要した荒川区のコスト	p62				課題なし 意見なし
		③ ムーブ町屋の管理運営に要した荒川区のコスト	p62				課題なし 意見なし
	(2)	指定管理者の管理運営費も含めた総コストの試算方法					
		① 指定管理者の管理運営費も含めた総コストの試算方法	p63				課題なし 意見なし
		② サニーホールの総コスト	p63				課題なし 意見なし
		③ ムーブ町屋の総コスト	p64				課題なし 意見なし
		④ 利用料金水準の設定にあたっての考え方の開示について	p65		○		
	(3)	減価償却費の算定基礎と固定資産台帳の整備・運用に向けて					
		① 減価償却費の算定基礎	p66				課題なし 意見なし
		② サニーホールの減価償却費	p67				課題なし 意見なし
		③ ムーブ町屋の減価償却費	p67				課題なし 意見なし
	④ 今後の固定資産台帳の整備・運用に向けて	p68	○				

		頁	対応済	今後実施	検討中	その他	備考	
IV		施設利用及び利用料収入関連について						
	1	施設の申込手続等の概要及び利用料金納付に係る特例について						
		(1) 施設の申込手続等の概要について						
		① 申込手続について	p69					課題なし 意見なし
		② 施設利用時について	p70					課題なし 意見なし
		③ 利用者が使用する備品等について	p70					課題なし 意見なし
		(2) 利用料金納付に係る特例について	p71					課題なし 意見なし
		2	特定の文化団体への取扱いについて	p72	○			
	3	前受金の管理について	p74	○				
	4	消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴う利用料金への転嫁について	p76			○		
	5	区民等以外の利用料金の見直しについて	p78			○		
	6	A C Cの主催事業にかかるチケットの販売代行について	p80			○		
	7	運用ルールの明文化について	p82	○				
	8	「直接取引」の取扱いについて	p84	○				
9	新予約システムの安定稼働について	p86	○					
10	荒川区及びA C Cの利用に係る機会損失等について							
	(1) 利用料金納付に係る特例の運用について	p87	○					
	(2) A C Cの利用に係る機会損失等の回避について	p87	○					
	(3) 荒川区の利用に係る機会損失等の回避等について	p89	○					
V		支出・施設管理関連について						
	1	人件費関連について						
		(1) ムーブ町屋における人員配置について	p93				○	見解の相違
		(2) 荒川区への提出書類について						
		① 貸金台帳及び貸金台帳一覧表の集計方法等について	p94	○				
		② 雇用契約書について	p95	○				
		(3) 舞台技術スタッフの増員に係る人件費について	p95	○				
		(4) 「直接取引」に要する人件費について						
		① 指定管理業務の収支報告書への計上について	p95	○				
		② 受注方法について	p96	○				

		頁	対応済	今後 実施	検討中	その他	備考
2	保守点検作業報告書に係る取扱方針の明確化について	p97		○			
3	修繕費及び資産管理関連について						
(1)	ラングウッド分担金の共用部分計画修繕工事について						
	① 営繕課による工事金額の検討について	p102	○				
	② 共用部分計画修繕工事に係る負担割合の見直しについて	p102				○	見解の相違
(2)	ムーブ町屋の設備等の状況について						
	① 空調設備について	p103	○				
	② 防犯カメラについて	p103	○				
(3)	備品等の管理状況について						
	① サニーホール関連分	p104	○				
	② ムーブ町屋関連分	p105	○				
(4)	備品等（Ⅱ種）の取扱いについて	p105	○				
4	区分所有施設に係る長期的な大規模改修方針の策定について	p108			○		
37事項			29	2	4	2	

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況		
II 荒川区の芸術文化施策におけるACCとの協力関係の明確化等について						
1 ACCと指定管理者との間におけるより一層の協力関係の構築等について						
P42	(1) ACCと指定管理者との間におけるより一層の協力関係の構築について	<p>□ACCの芸術文化事業に対し、指定管理者はノウハウを提供する形で協力することとされている。</p>	<p>□ACC主催事業のチケットについて、両館の窓口において販売代行を行うことと、ACC主催事業の一部において、舞台技術や照明等に関するアドバイスをを行う程度にとどまっている。</p>	<p>□現指定管理者であるさくらグループの代表企業は、全国において、ホールや芸術劇場等の指定管理業務を受託しており、施設の管理運営のみならず、芸術文化事業を実施するノウハウを有している。また、ACCも、区における芸術文化施策において、具体的な事業の実施を担う重要な主体である。より質の高い芸術文化事業を実施するためには、両者の協力関係が重要であるとともに、ACC及び指定管理者ともに、協力関係を基に芸術文化施策の一翼を担う責務がある。</p>	<p>□平成29年度実施の新たな指定管理者候補者選定にて区及びACCへの協力体制に対する具体的内容の記載を求め、協力関係を築くよう指定管理者を選定していく。</p>	対応済
P44	(2) 芸術文化振興プランにおけるサニーホール及びムーブ町屋の役割及びACCとの協力関係等の明確化	<p>□芸術文化振興プランにおいて、サニーホール及びムーブ町屋は、区民の自主的な芸術文化活動の場とされており、芸術文化振興プランの目標や理念を達成する上で、重要な施設として位置付けられている。</p>	<p>□芸術文化振興プランには、区民への場の提供以外に、両館がどういった機能を期待され、どういった活用を図ることを想定しているのかについては、必ずしも明確に記載されていない。</p> <p>□芸術文化事業の推進のため、ACCと指定管理者との協力関係については、特段の定めがない。</p>	<p>□芸術文化振興プランの見直しにあたっては、地域コミュニティ活動を含む区民の自主的な芸術文化活動を支援するために、ソフト面において、両館が果たす役割を明確にすることが望ましい。</p> <p>□協力関係の構築は、文化施設を活用した芸術文化事業をより質の高いものとする上で、重要な基盤となるものであり、芸術文化振興プランに明定すべき基本方針の一つと考える。今後、荒川区、ACC及び指定管理者の三者の間において、どのような協力関係を期待するのか整理した上で芸術文化振興プランに明示し、その方針に沿った指定管理者の募集や事業評価等を行うことが望ましい。</p>	<p>□次期の芸術文化振興プラン策定に当たっては、文化3施設に期待する役割を明記するとともに、区、ACC及び指定管理者の協力関係構築を盛り込む。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況		
2 所管部署の一元化について						
P46		<p>□サニーホール及びムーブ町屋の所管課は区民生活部区民課であり、芸術文化施策に関することは、ACCに関することと併せて、地域文化スポーツ部文化交流推進課が所掌している。現状、文化施設の運営管理という主にハード面の管理は区民課が所掌し、文化施設を利用して行われる事業も含めた文化行政全般の事務は文化交流推進課が所掌する形態となっている。</p>	<p>□区民課は、募集要項に定める協議会の設置といったACCと指定管理者との関係も含めて、サニーホール及びムーブ町屋の運営管理全般に責任を負う部署であるが、ACCと指定管理者との協力関係が構築できていない点については、本来、区民課がより積極的にACC及び文化交流推進課に働きかけ、協力を阻害する要因の洗い出しや、その解決に向けての指導及び支援を行うべき事案であったものと考え、結果的に、これがなされていない。</p>	<p>□本来、芸術文化施策を効果的に実行するためには、文化施設にかかるハード面の管理機能と、芸術文化施策の方向性や具体的事業を企画実施するソフト面での機能は、同一の所管部署が担うことが望ましい。地域文化スポーツ部が新設される時期と荒川区民会館の大規模改修と重なったことから、サニーホール及びムーブ町屋の管理運営業務は、区民課のままとされたとのことであるが、本件の事案は、所謂、縦割りの弊害が生じているものと言え、今後、解消を図ることが望ましいものとする。</p>	<p>□平成29年度から文化3施設の所管部署が文化交流推進課へ変更となった。ハード面とソフト面を同じ部署で管理することで縦割りの弊害を取り除いていく。</p>	対応済
Ⅲ 指定管理者のモニタリング・収支報告等について						
1 指定管理業務に対する実績評価方法について						
P47		<p>□平成27年度におけるサニーホール及びムーブ町屋の指定管理者実績評価結果表によると、基本評価項目の得点は両館ともに78点、その他の評価項目は8点である。総合得点は86点で、総合評価はA（優れている）とされている。</p>	<p>□個別の評価項目においては、項目ごとの評価レベルについて、各レベルにおいて求める水準や、それに照らして、当該年度における実績もしくは水準がどうであったかが、必ずしも明確になっていない。</p>	<p>□現状のサニーホール及びムーブ町屋の総合評価結果に違和感はないが、今後、より客観的で説得力のある制度とするため、各評価項目の裏付けとして、具体的な評価指標を設定することが望ましいものとする。また、仕様書、募集要項及び提案書等において示された重要な事項については、それを指標化することが望ましい。併せて、指定管理業務を標準的に実施した場合を中位水準の評価とし、定量的もしくは具体性のある記述で定める等し、各ランクの水準を明確に定めることが必要なものとする。</p>	<p>□実績評価については、利用者の実感と乖離しないよう施設特性に応じた評価項目を設定するなど改善を図ってきたところである。また今回の指定管理者制度の見直しにあわせて、収支項目を明確化するとともに、評価の表記方法をより具体性のある記述に一部変更した。今後も引き続き、評価の精度向上に向けて改善に努めていく。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
2 本社経費の取扱いについて						
P52	(1) 適切な収支報告の徴収について	<p>□ さくらグループは、予算作成時における指定管理料及び利用料金収入基準額を基に、各構成員の業務に応じて、構成員ごとの人件費や各種経費（光熱水費、委託料等）並びに本社経費の額を見積もった上で、これを積み上げて各構成員への分配額を決定している。</p> <p>□ 本社経費は、人件費及び具体的な諸経費以外で本社が負担する経費とされているものの、特段、具体的な項目を積み上げて積算されたものではない。</p> <p>□ 各構成員が業務を実施した結果、実際の支出額が分配額と相違した場合であっても、原則として精算は行わず、分配総額を一定とするよう本社経費を調整する方法を採用している。</p>	<p>□ 本社経費は分配額と実際の支出額との調整弁としての性質を有するものとなっている。共同事業体内における構成員間の分配のための収支であれば問題ないが、これを区に対する収支報告にも採用していることから、収支報告書上の支出額の総額は、実際の支出額と相違するものである。</p>	<p>□ 区への収支報告書においては調整前の支出額を報告することが適当なものとする。</p>	<p>□ 平成29年度に平成30年度以降の新指定管理者の公募を実施する。今回の公募から指定管理制度の見直しを図っており、本部経費の計上方法のルールを明確化（積算方法・根拠が明らかなもののみ認める）する。そのため、現在の本部経費での問題は解消される。</p>	対応済
P54	(2) 本社経費の明確化について	<p>□ サニーホール及びムーブ町屋の本社経費の予算額は、特段、具体的な項目を積み上げて積算されたものではない。</p> <p>□ 区への納付額を算定するにあたり、収支差額ではなく、利用料金収入が利用料金収入基準額を超過した部分の5割としていることから、本社経費の計上額自体は納付額に影響しない。</p>	<p>□ 本社経費について、その額の妥当性にどこまでの合理性があるのか判断できない。</p>	<p>□ 指定管理者に対し、収支報告を求める意義は、区への納付額を決定するだけでなく、指定管理業務にかかった収支の実態を把握し、財務面から、指定管理業務が適切に遂行されたことを検証するための基礎資料であるとともに、翌年度以降の収支計画の妥当性を検討し、指定管理料の積算の根拠資料となるものである。</p> <p>□ 適切な収支報告を受けるためには、直接費の適切な集計のみならず、一定の根拠を有する本社経費が計上されることが必要である。現状、区から指定管理者に対して、本社経費の定義等が示されていないが、少なくとも、次の指定管理期間に係る公募時には、本社経費の定義及び計上範囲を明確にした上で、収支の提案を求めることが必要である。</p>	<p>□ 平成29年度に平成30年度以降の新指定管理者の公募を実施する。今回の公募から指定管理制度の見直しを図っており、本部経費の計上方法のルールを明確化（積算方法・根拠が明らかなもののみ認める）する。そのため、現在の本部経費での問題は解消される。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
3 指定管理者からの収益還元方法の多様化について						
P56	(1) 還元額算定方法の統一について	<p>□サニーホール及びムーブ町屋は、年度協定書第5条において、当該年度定める利用料金収入基準額を超える利用料金収入が発生した場合には、その超過額の5割を指定管理者は区に納付（還元）する。</p> <p>□他の指定管理業務においては、収支差額の5割を区に納付するものもあり、複数の方法が併存している。</p>	<p>□指定管理者制度は民間の能力の活用を目指したものであり、指定管理者が利益を獲得することは、その原動力となるものであるが、公の施設を使用した収益獲得行為という側面がある。</p> <p>□利用料金制度を採用する指定管理者に一定の収支差額が生じた場合に、区に対する還元を求めることにも一定の合理性があり、一方で、指定管理者にとっては、当該業務から得られる利益に大きな影響を与える事項であることから、利用料金制度を採用する指定管理者からの収益還元については、全区的な共通方針を策定した上で、指定管理者の募集時において明示することが望ましい。</p>	<p>□平成30年度の新協定期間から、収支差額の5割を納付することを募集要項に明示し、区への還元方法を明確化することとした。</p>	対応済	
p57	(2) 収益還元方法の多様化について		<p>□当該納付額は利用者から徴収した利用料金を財源とするものであるが、一般会計の歳入として取り扱われることから、区全体の財政には寄与するものの、必ずしも、利用者に対する直接的な還元が企図されていない。</p>	<p>□利用料金収入が平成27年度におけるサニーホールの収入の約55%、ムーブ町屋の収入の約48%を占めていることから、当該納付額の一定割合を、利用者により直接的に還元する方策を検討することも意義あるものと考ええる。指定管理者の創意工夫をより発揮させ、一層の芸術文化施策の振興に資するためにも、区に資金を納付させるだけでなく、一定の条件の下に、利用者へ直接的に還元し得る方策を検討することが望ましいものと考ええる。</p>	<p>□区へ還元された収益は、一般会計の歳入となるが、歳出として芸術文化事業の充実にあてられており、結果として、施設利用者への還元は果たされていると考えている。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況		
4 (補足) 荒川区における指定管理者制度の見直しについて						
P59		<p>□区においては、これまでの包括外部監査での指摘及び荒川区議会での議論等を踏まえて、今後の指定管理者制度に対する考え方を整理しつつあり、監査が実質的に終了した後の平成29年2月に、見直しの方向性が示された。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□この見直しは、本社経費の取扱いのように、これまで区としての明確な指針が存在せず、各指定管理者によって実施方法が異なっていた事項も含めて、指定管理者制度運用における業務や経理方法について、統一的な指針を作成し、指定管理者と区とが、その指針に則って業務や実績評価を行うことで、より明確かつ、分かりやすい形で、指定管理業務の実態を区民に示していくことを主眼とするものとのことである。詳細は今後、確定していくものの、①本部経費の経費項目として明確化、②人件費に対する実費精算方式の導入、③当初（予算段階）からの利益額の設定、④荒川区への還元方法の明確化、⑤実績評価方法の実効性向上策などが含まれており、これが実行されれば、これまでの外部監査において指摘されてきた事項の多くが解消に向かうものと期待される。</p>	<p>□見直しの方向性をもとに、指定管理者制度運用方針を改定し、平成29年度に公募を実施する施設から今回の見直し内容を適用している。また、今後も専門家を活用した実績評価を実施するなど、実効性の担保に努めていく。</p>	<p>対応済</p>



平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況
5 発生主義に基づくコスト計算について					
(1) 荒川区が直接負担するコストの試算					
P61	①コストの試算方法	❑サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に関して、区がどれだけのコストを負担しているのか把握するため、人件費、固定資産取得価格、耐用年数、償却方法を一定の仮定の上で試算した。	❑課題なし	❑意見なし	
P62	②サニーホールの管理運営に要した荒川区のコスト	❑サニーホールの管理運営のために区が直接負担したコストは96,816千円であり、利用者一人あたり627.5円である。	❑課題なし	❑意見なし	
P62	③ムーブ町屋の管理運営に要した荒川区のコスト	❑ムーブ町屋の管理運営のために区が直接負担したコストは164,017千円であり、利用者一人あたり1,313.1円である。	❑課題なし	❑意見なし	
(2) 指定管理者の管理運営費も含めた総コストの試算					
P63	① 指定管理者の管理運営費も含めた総コストの試算方法	❑サニーホール及びムーブ町屋の管理運営には、「利用料金制と指定管理料との併用制」の指定管理者制度が導入されているため、利用者からの利用料金は指定管理者の収入とされ、区の決算には、直接、利用料金収入や管理運営に要する費用は計上されない。	❑課題なし	❑意見なし	

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
P63	② サニーホールの総コスト	<p>□サニーホールの管理運営のための総コストは143,606千円であり、利用者一人あたり総コストは930.8円と試算される。一方、利用者が、施設利用の対価として支払った利用料収入は59,291千円であり、一人あたり収入額は384.3円である。結果、総コストに対する利用者負担率は41.2%となり、総コストの4割程度を利用者が負担している。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□意見なし</p>		
P64	③ ムーブ町屋の総コスト	<p>□ムーブ町屋の管理運営のための総コストは192,546千円であり、利用者一人あたり総コストは1,541.5円と試算される。一方、利用者が、施設利用の対価として支払った利用料収入は32,648千円であり、一人あたり収入額は261.4円である。結果、総コストに対する利用者負担率は16.9%となり、総コストの2割弱程度を利用者が負担している。</p>	<p>□課題なし</p>	<p>□意見なし</p>		
P65	④ 利用料金水準の設定にあたっての考え方の開示について	<p>□区においては、公の施設の利用料金を含む各種利用料及び使用料等については、荒川区使用料等検討委員会を設置し、概ね3年ごとに、その水準の妥当性を検討している。その際、前年度の決算数値等を基礎とした原価計算を行い原価を算定した上で、施設の種類ごとに設定された利用者負担率を勘案し、あるべき利用料金（基準利用料金）を算定している。当該基準利用料金と実際の利用料金との間の乖離が3割を超える場合には、利用料金水準を見直す検討を行うこととしている。</p>	<p>□サービスの受益者である施設利用者に応分の負担を求めることは、公正性の観点からも重要であるとともに、利用者に負担を求めるに際し、そのサービスの提供に要したコストに照らして、どういった考え方で、どの範囲のコストを、どの程度の負担を求めることとしているのか明示されていない。</p>	<p>□新地方公会計制度により、各施設の減価償却費や引当金等を含むコスト情報（原価）の把握は、適時かつ容易になるとともに、固定資産台帳に基づく厳密なコスト情報が広く、区民も含めて広く開示されるようになることが想定される。その際、区民を含む利用者に対して利用料金水準に対する理解を促し、その妥当性に納得感を持ってもらえるよう、設定にあたっての考え方についても、併せて開示することが望ましいものとする。</p>	<p>□新地方公会計制度により、コスト情報が広く区民に開示されることを踏まえ、利用料金の設定にあたっての考え方を開示する。</p>	<p>今後実施</p>

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
(3) 減価償却費の算定基礎と固定資産台帳の整備・運用に向けて						
P66	① 減価償却費の算定基礎	<input type="checkbox"/> 公有財産台帳にはサニーホールの土地（総取得価格：41,346千円）及び建物（総取得価格：2,012,166千円）、ムーブ町屋の土地（総取得価格：1,516,647千円）及び建物（総取得価格：3,861,487千円）が計上されている。	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 意見なし		
P67	② サニーホールの減価償却費	<input type="checkbox"/> サニーホールの減価償却費の対象となるものは、区分所有する建物のみである。	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 意見なし		
P67	③ ムーブ町屋の減価償却費	<input type="checkbox"/> ムーブ町屋の減価償却費の対象となるものは、区分所有する建物と備品である。	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 意見なし		
P68	④ 今後の固定資産台帳の整備・運用に向けて	<input type="checkbox"/> 平成28年度からの新地方公会計制度（東京都方式）の適用開始に向けて、固定資産台帳の整備を進めている段階であり、今般の監査においては、内容の確認はできなかった。	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 固定資産台帳を整備するにあたっては、取得価額の情報を記録するのみならず、一つの施設に関して、空調や電気・排水設備、その他の器具備品などが、どの程度まで詳細に区分し固定資産として認識するのか、そのメリットと煩雑性とのバランスを取りながら、全庁的に水準を統一して運用する必要がある。実務上、一定の程度の細分化にとどめることは必要であるが、余りに大掛りな場合には、建物本体の長い耐用年数に引きずられ、減価償却費が過少に計上されるとともに、大規模改修や取替工事の際に、適切な除却処理が困難となるおそれがある。	<input type="checkbox"/> 区では、新公会計制度を開始した平成28年度以降に建設または大規模改修を行う施設（建物）について、建物及び建物設備（電気設備、給排水衛生設備、空調設備、昇降機設備、その他設備）に区分して固定資産台帳に登載することとした。これを受けて、平成28年度以降は、新規の建設時はもちろん、大規模改修時においても、資産形成に該当する場合には、上記の区分ごとに金額や耐用年数を設定し、現在額を把握するような運用を全庁的に行っているところである <input type="checkbox"/> 取得価格税込100万円以上の備品を取得した際も、種類や材質等により耐用年数を設定し、現在額等を台帳管理している。	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況
IV 施設利用及び利用料収入関連について					
1 施設の申込手続等の概要及び利用料金納付に係る特例について					
(1) 施設の申込手続等の概要について					
P69	① 申込手続について	□申込期間については、区民等が区外の利用者に対し、優先的（1か月前）に申込みができ、区及びA C Cは、その区民等より1日先行して申込みができる。	□課題なし	□意見なし	
P70	② 施設利用時について	□サニーホールのホール及びコンサートサロン、ムーブ町屋の多目的ホールを利用する場合、利用日の一定日前までに、舞台照明及び音響等の使用備品や当日の進行などを確認するため、技術担当者と打合せを行う必要がある。	□課題なし	□意見なし	
P70	③ 利用者が使用する備品等について	□利用者は、自身で持ち込んだ物品等を指定管理者に預けることはできず、複数回の利用が予定されていても同様の扱いとなる。	□課題なし	□意見なし	
P71	(2) 利用料金納付に係る特例について	□施設の利用承認を受けた場合、直ちに利用料金を前納しなければならないが、区及びA C Cがサニーホールのホール及びムーブ町屋の多目的ホールを利用する時、前日までの納付が認められているなど、特段の定めがある。	□課題なし	□意見なし	

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況	
2 特定の文化団体への取扱いについて					
P72		<p>□サニーホール及びムーブ町屋を利用する場合、仮予約日後1週間以内に利用料金を納付する必要があるが、特定の文化団体においては、仮予約日から利用料金を納付し利用申請を行うまでの期間が1週間を超えるにも関わらず、これを容認する取扱いがなされていた。</p> <p>□特定の文化団体が使用する座布団やめくり台等の保管を指定管理者に依頼して、倉庫の空きスペース等に保管させており、監査時に、サニーホール及びムーブ町屋の館内施設を視察した際においても、当該物品類が保管された状態であった。</p>	<p>□平成元年のサニーホールの開館時において、文化施設の稼働率向上及び芸術文化の振興を図るため、落語のイベントを開催するよう要請したことが発端とのことであり、特例的な取扱いをしてきた。区内における芸術文化活動において、当該団体の活動が果たす役割は大きいものではあるものの、特定の団体に対して特例的な取扱いを認めることの理由とはならない。本来、当該団体の活動が、区の芸術文化事業に対して貢献するものであれば、A C Cの主催事業として組み込む等、正規の方法で支援することが適切なものであり、現状の方法は、他の利用者との取扱いにおいて公平性に欠けるものである。</p>	<p>□特定団体に対し慣例的な取扱いがなされていた事を確認したため、期間を超えた仮予約及び物品の保管に関する実態を把握し、平成28年12月末時点で全て解消した。</p> <p>現在、同団体には他の団体と同様の取扱いで対応している。</p>	対応済
3 前受金の管理について					
P74		<p>□前指定管理者より納付されるべき前受金の一部が未納となったことから、平成24年度以降の現指定管理者（さくらグループ）からは、前受金に係る預金口座を、指定管理業務用のものとは別口座とするとともに、毎月の報告義務を課す等といった前受金の管理体制の強化が図られている。</p>	<p>□所管課においては、従前と比べて、前受金の管理体制の強化が図られており、この点、評価できるものであるが、毎年度の実績評価における財務状況の評価において、仮に指定管理者の資金繰りに支障を来すことが想定される場合に、どのように対応するかルール化しておくことも必要である。</p> <p>□前受金の管理は、利用料金方式を採用する指定管理者制度において共通の問題点であり、区の統一的な前受金管理方針を策定することが望ましい。</p>	<p>□前受金に関する統一的な取扱い方法を定めた。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況		
4 消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴う利用料金への転嫁について						
P76		<p>□消費税率（地方消費税率を含む。以下、同じ。）については、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられているが、サニーホール及びムーブ町屋の利用料金については特に改定は行われていない。</p>	<p>□消費税率の引き上げに伴う指定管理者の負担増加分については、指定管理料を増額することにより対応されている。利用者ではなく、区民を含めた納税者が負担していることとなる。</p>	<p>□消費税率の10%への引上げ時期として、平成31年10月1日が予定されていることから、利用料金への転嫁の適否について、改めて検討を行う必要があるものとする。なお、公の施設の使用料・利用料金等に係る消費税を円滑かつ適正に転嫁することの検討については、過年度の包括外部監査においても指摘しており、引き続き、区内横断的な課題として検討すべきものとする。</p>	<p>□施設使用料の原価計算について、従来から消費税込の金額で行っており、消費税引き上げ分を利用者は負担していると認識している。ただし、従来の手法では消費税率の改定から施設使用料の原価計算までタイムラグが発生するため、消費税率改定時にあらためて原価計算を経ずとも使用料改定を検討できるような仕組みについて今後研究していく。</p>	検討中
5 区民等以外の利用料金の見直しについて						
P78		<p>□サニーホールの利用料金は、区民等と区民等以外とで利用料金が異なっており、概ね区民等の8%程度高い利用料金が設定されている。なお、ムーブ町屋においては、特段の差異を設けていない。</p>	<p>□現状、サニーホール及びムーブ町屋の各施設は概ね良好な稼働率を維持しており、また、サニーホールのコンサートサロンやムーブ町屋のスタジオのように、区民等以外の利用率が相対的に高い施設もある。このような状況下において、区民利益の最大化という観点から、ムーブ町屋において区民等以外の利用料金を設定することや、既に区民等以外の利用区分が設定されているサニーホールにおいて、区民等以外の利用料金を引き上げる余地もあるものとする。</p>	<p>□今後、区民等以外の利用料金について、サニーホールにおける適正水準の検討及びムーブ町屋における区民等以外の利用料金設定の適否について、あらためて検討することが望ましいものとする。</p>	<p>□施設利用については、原則として、利用料金や予約方法等において区民等の利用を優先させるシステムを取っている。ムーブ町屋は区民利用がメインであることから区外料金を設定していないが、今後、区民利用率や施設特性を踏まえながら、その必要性を検討する。</p>	検討中

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況		
6 ACCの主催事業にかかるチケットの販売代行について						
P80		<p>□ACCの主催事業にかかるチケットについては、ACCとさくらグループとの間において、チケット販売管理等に関する協定書が締結されており、サニーホール及びムーブ町屋におけるACC主催の事業に関わるチケットの販売をさくらグループに無償で委託する。また、さくらグループが町屋文化センターにおいて事業を実施する場合には、その事業に関わるチケットの販売をACCに無償で委託する。</p> <p>□一般には、インターネットによる事前予約や、コンビニエンスストアの端末等でのチケット受取が広く利用されている。</p>	<p>□販売代金は、タイミングによっては多額となることがあるだけでなく、販売代金の紛失や計算間違い等が生じる可能性もあるが、現状のチケット販売管理等に関する協定書においては、販売枚数の記録に関する総括的な報告様式が定められているのみである。</p> <p>□窓口におけるチケット販売しか取り扱わず、電話予約すら受け付けられないような体制では、利用者の利便に資するには不十分である。</p>	<p>□毎年度、継続的に実施されているものであり、今後も継続するのであれば、ACCと指定管理者との任意の協定という位置付けではなく、指定管理業務の中に明確に位置付け、基本協定書等において、販売枚数の記録や代金管理の方法等について定めるとともに、販売代金の紛失や計算間違い等の場合も含めた責任関係についても、明定することが望ましいものと考えます。</p> <p>□今後、取扱方法の多様化も含めて、検討することが望まれる。</p>	<p>□ACCの主催事業にかかるチケット販売は、文化施設を含めた6か所の窓口販売、電話予約及びホームページ予約で対応できしており、多様な取扱方法で販売されている。</p> <p>□指定管理者はACCへの協力の一環としてチケット販売代行を行っている。今後は、更に利用者の利便に資する方法について検討していく。</p>	検討中
7 運用ルールの明文化について						
P82		<p>□日暮里サニーホール及びムーブ町屋の施設の予約、利用及び利用料金の徴収等については、条例及び同条例施行規則に基づき行われるが、定めが無いものについては、現場の運用に任せられている。また、利用者の便宜を図る趣旨から、当該定めとは異なる取り扱いがされているケースがある。</p>	<p>□利用者の利便に供する事項や条例等の定めの不備を補う運用が多いが、様々な判断を、現場の運用に任せることには利点と欠点がある。現場の指定管理者に裁量に幅を持たせることで、利用者への柔軟な対応が可能となる一方、裁量の余地が入ることにより、利用者の個別事情に左右され判断がぶれる可能性がある。また、その取扱いが必ずしも周知されていないことから、これを知らない利用者が不利益を被る可能性もある。</p>	<p>□現行の条例等に定められておらず、現場の運用に任せている事項を洗い出し、必要であれば、規定を整備する等、取り扱いを明確化し、広くその内容を周知できるようにすべきである。</p>	<p>□既にルール化されている規則にない運用については、現場の実態に合うように規則改正にて対応した。</p> <p>また、指定管理者独自の取り組みとなる部分は、区と指定管理者で協議書を取り交わし、取り組みの管理を徹底した。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況		
8 「直接取引」の取扱いについて						
P84		<p>□指定管理者（さくらグループ）の構成員である株式会社共立及び株式会社スペースネットワークに関しては、利用者からの要望に基づき、指定管理業務外の業務として受注している取引がある。</p>	<p>□直接取引は、指定管理業務に付随して生ずる取引であり、かつ、指定管理者（さくらグループ）の構成員が、公の施設を使用して収益を獲得する行為であるが、当該取引から生じた収入については、指定管理者の収入の一部として計上されていない。</p>	<p>□荒川区民会館の指定管理業務においても、株式会社共立は指定管理者である共同事業体の構成員となっており、同様の取引を行っているが、25年度の外部監査での指摘を受け、指定管理業務による収入として、収支報告書に計上することに改められている。サニーホール及びムーブ町屋においても、指定管理業者の収入として、収支報告書に計上するよう指導する必要がある。</p> <p>その場合、利用者から受領した代金を収入として計上するだけではなく、配置した舞台技術等の要員に係る人件費についても、実績額を支出として計上するとともに、当該収支を反映させた収支予算を基礎とした指定管理料の積算を行うことが必要である。</p> <p>□株式会社スペースネットワークが実施している直接取引（ケータリングサービス）についても同様であり、指定管理者の収入として計上する必要がある。加えて、これに要する費用が生ずるのであれば、その実績額を支出として計上するとともに、当該収支を反映させた収支予算を基礎とした指定管理料の積算を行うことが必要である。</p>	<p>□平成30年度の新協定期間から指定管理者構成団体による直接取引は、荒川区民会館と同様に収支報告書に盛り込むよう求める。</p> <p>□平成30年度の新協定期間からケータリングサービスについても（株）共立による直接取引と同様の取扱いとし、収支報告書に盛り込むよう求める。</p>	対応済
9 新予約システムの安定稼働について						
P86		<p>□利用予約に関しては、荒川区施設予約システムから仮予約を行うことが可能である。当該予約システムは、平成28年3月23日より新予約システムが稼働し、同年3月30日より本稼働が開始されている。</p>	<p>□新予約システムへの移行に伴い、これまで出力していた帳票類が出力できなくなり、システム様式の追加をシステムベンダに対して依頼することや、システム変更により生じた業務上の不具合について、改善要望を行う状況にある。</p>	<p>□システムの変更に当たっては、区（システム所管課、利用所管課）、区から依頼を受けたシステムベンダ及び指定理者による緊密な連携が重要とされるところであり、利用者にとって、不利益とならぬよう、細心の注意を払い対応することが必要である。</p>	<p>□新予約システムへの変更で生じた業務上の不具合は、取りまとめてシステム所管課へ提出済である。システム変更に当たっては、システム所管が間に入り、指定管理者とシステムベンダでの緊密な連携を果たしていく。</p>	対応済



平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
10 荒川区及びACCの利用に係る機会損失等について						
P87	(1) 利用料金納付に係る特例の運用について	<p>□多目的ホールの利用に係る利用料金の納付について、サニーホール条例施行規則及びムーブ町屋条例施行規則第12条に特段の定めを置いており、区及びACCが利用する場合には、利用日の前日までに納付することができるものとしている。</p> <p>□現状、利用者が利用料金を納付すると同時に、利用者から利用申請書を受領し、利用承認書を交付する運用がなされている。このため、利用日の前日もしくは利用日当日までの間、正式な利用申請及び利用承認は行われず、仮予約の状態が継続している。</p>	<p>□条例等に定める利用料金納付の特例の対象となる施設は多目的ホールのみであり、サニーホールのコンサートホールやムーブ町屋の会議室（ハイビジョンルーム）等は対象とされていない。しかし、実際には、コンサートホール等についても、利用料金の納付の特例を適用した運用がなされている。</p>	<p>□荒川区の芸術文化施策に大きく貢献する事業である場合や、荒川区の区政遂行上、必須の事業である場合が多いことを踏まえ、その便宜を図り、弾力的な運用を認めているものと考えられる。多目的ホール以外の施設に関しても必要な運用と判断するのであれば、サニーホール条例及びムーブ町屋条例に明確に定めるべきである。</p>	<p>□原則に立ち返り、条例施行規則で定められた納付日を遵守するよう、ACCを含めた各所管課へ定期的に周知を徹底する。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
P87	(2) ACCの利用に係る機会損失等の回避について	<p>□現状、利用者が利用料金を納付すると同時に、利用者から利用申請書を受領し、利用承認書を交付する運用とされている。ACCの場合には、利用日の前日もしくは利用日当日までの間、正式な利用申請及び利用承認は行われず、仮予約の状態が継続している。</p> <p>□ACCが予約後に、利用の変更や取消を行った事案のうち、結果的に他の利用がなされなかったものは、26年度実績で、サニーホールで4件(45千円)、ムーブ町屋で4件(244千円)であった。</p>	<p>□種々の都合により利用日の変更や取消を行うことがあり得るが、仮予約期間中における利用日の変更(もしくは取消)は、指定管理者の利用料収入に係る機会損失といった面だけでなく、一般利用を阻害するおそれがある。</p>	<p>□ACCにも種々の理由があると思うが、可能な限り、仮予約期間中の日程変更を少なくするとともに、特に、利用日間近での変更(もしくは取消)は厳に慎むようACCに申し入れ等、対応を図る必要がある。</p>	<p>□利用機会の損失状況はACCも含めて平成28年9月に関係所管へ注意喚起を実施している。今後も定期的に機会損失状況を周知し、各利用者による不要な予約の抑制を求めていく。</p>	対応済
P89	(3) 荒川区の利用に係る機会損失等の回避等について	<p>□区が予約後に、利用の変更や取消を行った事案のうち、結果的に他の利用がなされなかったものは、26年度実績で、サニーホールで2件(72千円)、ムーブ町屋で9件(72千円)であった。</p>		<p>□区の利用における仮予約時のキャンセルの抑制について、庁内で周知徹底を図っていることであるが、今後とも、直前キャンセルを抑制し、利用料に係る機会損失の発生を回避するとともに、一般利用者の利用を阻害することの無いよう改善を図る必要がある。</p>	<p>□利用機会の損失状況はACCも含めて平成28年9月に関係所管へ注意喚起を実施している。今後も定期的に機会損失状況を周知し、各利用者による不要な予約の抑制を求めていく。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
V 支出・施設管理関連について						
1 人件費関連について						
P93	(1) ムーブ町屋における人員配置について	<p>□平成27年度においては、平成28年2月末に副館長が退職し、平成28年3月1日に、当時の受付・事務担当者(常勤)が副館長に昇格したが、昇格に伴う、常勤職員の補充がなされておらず、非常勤の受付・事務担当者で賄っている状況である。受付・事務業務については、必要最低限の人数で回している状況とのことである。</p>	<p>□職務上の責任を明確にし、安定的な業務提供を行うことを趣旨として、企画提案書上、常勤職員(正規雇用職員)2人を中心に、非常勤職員(パート・アルバイト)2人を加えた計4人によって、受付・事務業務を行うことを提案したものと考えられる。</p>	<p>□具体的な問題は生じていないものの、単に人件費負担の観点だけでなく、責任をもった安定的な業務提供を行う体制として、少なくとも1人は構成員の正規雇用職員を配置することが望ましいものと考ええる。</p>	<p>□区と指定管理者で協議し、企画提案書上で示された常勤職員(正規雇用職員)2人の体制と同等の体制が果たされる事を確認し、フルタイム勤務者の配置を認めている。また、正規雇用職員である館長級若しくは副館長級の人員は経験や実績のある職員であり、責任ある業務体制は果たされている。</p>	見解の相違
(2) 荒川区への提出書類について						
P94	④ 賃金台帳及び賃金台帳一覧表の集計方法等について	<p>□サニーホールの賃金台帳一覧表等の記載内容について、受付・事務担当者(常勤)の労働時間数等が記載されていないなどの状況であった。</p> <p>□ムーブ町屋の賃金台帳一覧表等の記載内容について、総労働時間数の記載が誤っている、みなし残業代がある社員の労働時間が、みなし残業代に相当する時間数を除いたものになっている、総労働時間数に深夜労働時間数が含まれていないなどの状況であった。</p>	<p>□現状、区への労働時間に関する報告について、特段のルールを定めておらず、指定管理者構成員間においても、労働時間の集計方法に相違があり、区が実労働時間の把握ができ難い状況である。</p>	<p>□今後、区において、集計範囲等を明確化し、報告内容を統一することが望ましい。</p>	<p>□現在、各賃金台帳一覧表は各社で作成した台帳を提出させている。</p> <p>□集計範囲等を明確化し、報告内容を統一的な取扱いとした。</p>	対応済
P95	⑤ 雇用契約書について	<p>□現在、株式会社コングレ及び株式会社共立の契約社員については、当該雇用契約書が提出されているが、株式会社共立に雇用される期限の定めのない職員については、毎年度、雇用契約書を締結している訳ではないため、雇用契約書の提出はなされていない。</p>	<p>□区が、指定管理業務に従事する者の雇用条件等に不適切な点が無いことを確認することができない。</p>	<p>□雇用契約書の提出を受ける趣旨を踏まえ、当該、雇用期限の定めのない職員についても、その者の雇用条件等を記載した文書の提出を受けることが望ましいものと考ええる。</p>	<p>□平成30年度の新協定期間から指定管理者に就業規則や給与規定等の労働基準法関係書類や各種保険関係書類の届出を義務付けており、労務状況の確認を適切に実施する予定である。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
P95	(3) 舞台技術スタッフの増員に係る人件費について	<p>□株式会社共立は舞台技術関連業務を分担しているが、各館に配置されている人員以上に、補助要員や増員が必要となった場合には、本社より人員を派遣等して対応している。その人件費については、平成24年度までは、指定管理業務の収支報告書上、人件費に含めて計上されていたが、平成25年度以降は、株式会社共立の本社経費の中に含めている</p>	<p>□舞台技術スタッフの補助要員もしくは増員分の人件費は、サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に必要な直接経費であり、本社経費として報告することは望ましくない。</p>	<p>□従前のように、人件費の一部として収支報告をするよう、指定管理者を指導することが望ましいものとする。</p>	<p>□平成30年度の新協定期間から、施設運営上必要な人員の経費は全て人件費に盛り込むよう求める。</p>	対応済
(4)「直接取引」に要する人件費について						
P95	① 指定管理業務の収支報告書への計上について	<p>□利用者の利便性の向上のため、舞台技術スタッフの派遣サービスなど、指定管理者との直接取引に係る収入支出を収支報告に入れていない。</p>	<p>□利用者から受領した金額を収入計上し、当該人件費についても、支出額を当初の予算設定の段階から見積もるとともに、その実績額を指定管理者の支出（人件費）として計上する必要がある。</p>		<p>□平成30年度の新協定期間から指定管理者構成団体による直接取引は、荒川区民会館と同様に収支報告書に盛り込むよう求める。</p>	対応済
P96	② 受注方法について	<p>□利用者から増員を希望された場合、サニーホール及びムーブ町屋ともに、「人件費発注確認書」を作成した上で利用者の自署をもらっており、毎月、当該月の直接取引分を「舞台特別対応費集計表」として取りまとめている。</p> <p>□サニーホールにおいては、継続的にホールを使用する企業より、毎回のように要員の配置を要請されているが、毎回、電話で依頼されることから、これに関する人件費発注確認書は作成していない。</p>	<p>□ACCの利用分については、サニーホールの窓口ではなく、株式会社共立の本社とやり取りをしているため、舞台特別対応費集計表には集計されない。</p> <p>□人件費発注確認書は作成していないため、利用者からの申込の意思表示を明らかになっていない。</p>	<p>□収支報告書に直接取引の収支を計上するためには、受付窓口の別なく集計すべきものとする。</p> <p>□利用者からの申込の意思表示を明らかにするためにも、人件費発注確認書を取り交わしておくことが望ましいと考える。</p>	<p>□本社業務での受付分は指定管理業務に含まないが、構成団体管理のため、管理施設における本社業務での受付分を区に報告するよう指導した。</p> <p>□トラブル防止のため、継続的に使用する利用客であっても人件費発注確認書を取り交わすよう指導した。</p>	対応済

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
2 保守点検作業報告書に係る取扱方針の明確化について						
P97		<p>□施設等の維持管理に係る実施状況に関する業務報告書については、年次の事業報告書における「年間管理実施表」にて実施日、実施回数、実施者人数が報告されている。また、月次の報告資料として、「日暮里サニーホール業務報告」が毎月作成されており、保守・点検の実施状況が適時に報告されていることが確認できた。ただし、保守点検作業報告書については、区に提出されているものと提出されていないものが混在する状況であった。</p>	<p>□保守点検作業報告書については、その内容について問題があれば、指定管理者から報告を受けることとしており、今般の監査では、指定管理者から区への情報伝達の不備は認められなかった。しかし、情報伝達の不備により、重要な情報が区に適時に伝達されないリスクは存在している。</p>	<p>□指定管理業務の品質水準を一定以上に保つためには、保守点検作業報告書等の点検結果に係る報告書の入手の可否については、所管課の裁量に全面的に委ねるのではなく、発生可能性、金額の多寡、中期・長期事業計画上の重要性、法定点検に該当するか否か等を勘案し、区として一定の方針を定めておく必要がある。</p>	<p>□指定管理者との情報共有が円滑に行えるよう、書類等の区への提出の可否を確認し、区としての取扱いを整理する。</p>	今後実施
3 修繕費及び資産管理関連について						
(1) ラングウッド分担金の共用部分計画修繕工事について						
P102	① 営繕課による工事金額の検討について	<p>□共用部分の工事については、区分所有者である区と三菱UFJ信託銀行株式会社との間において、持分割合により按分して負担している。共用部分計画修繕工事の区の負担割合は0.2623であるが、按分前の工事金額として考えると、130万円を超える工事等が複数存在する。</p>	<p>□按分後の区の負担金額を基準とすると、工事金額が130万円より低くなることから、当該金額の妥当性については所管課のみで検討されている。</p>	<p>□按分前の金額を考慮した上で、工事の内容によっては、営繕課にて参考積算をすることも有用なものとする。</p>	<p>□共用部分の工事は建物管理者が実施を決定しており、区は建物入居者として面積等による応分の負担をしている。工事内容の妥当性については、今後も必要に応じて営繕課へ相談をしていく。</p>	対応済
P102	② 共用部分計画修繕工事に係る負担割合の見直しについて	<p>□共用部分計画修繕工事については、区分所有割合に応じて設定されている。</p>	<p>□ラングウッドビルは、文化施設であるサニーホールの他にホテル及び社交ダンス練習場が入る地上13階地下3階の建物である。現状、文化施設及び旧スポーツ施設を併せた区分所有割合により算定された負担金を、建物等の管理業務協定書に基づき、区より、管理業務受託者である株式会社グリーンホスピタリティーマネジメントに対して支払われている。しかし、文化施設とスポーツ施設の面積割合として考えると、文化施設の負担割合(0.2623)を、文化施設が(0.1439)とスポーツ施設が(0.1184)とに分けることで、各事業の一層正確な収支を把握することが可能となるものとする。今後、実態に応じて見直しを行うことが望ましいと考える。</p>		<p>□文化施設とダンス施設の面積割合で按分する事で、各施設の正確な収支の把握が可能になるため、一部費用では対応済である。一方で、各運営事業者が支払う日常的な管理費と異なり、共用部分計画修繕工事費は、所有者として区が一括して支払う事にも合理性があるとする。</p>	見解の相違

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況	
(2) ムーブ町屋の設備等の状況について					
P103	① 空調設備について	<p>□空調設備の一部について老朽化が著しく、十分な温度及び湿度の管理が困難になっている。なお、平成29年6月までには所要の修繕工事を実施する。</p>	<p>□当該空調設備はピアノの保管庫も対象となっており、湿度等の影響を受けやすいピアノに問題が生じる可能性があったが、28年度中の修繕が実施されていなかった。</p>	<p>□指定管理者から区に対しては、修繕の依頼を行っていたが、様々な理由により緊急対応ができなかった点は理解するところであるが、ピアノのような高額な備品等に影響を与える恐れがある場合には、できる限り早期の対応を図り、影響を最小限にとどめることが必要である。</p>	<p>□平成29年6月に修繕工事を実施した。</p> <p>対応済</p>
P103	② 防犯カメラについて	<p>□区と指定管理者であるさくらグループとの間で締結されている防犯カメラの運用に関する覚書においては、画像データを保存すべきこととされている。なお、平成29年6月までには所要の修繕工事を実施する。</p>	<p>□現状、防犯カメラのカレンダー機能に問題が生じており、保存された画像の日時が確認できない状況である。</p>	<p>□ムーブ町屋の利用者の安全及び安心を確保するためにも、早急に対応することが必要である。</p>	<p>□平成29年6月に修繕工事を実施した。</p> <p>対応済</p>
(3) 備品等の管理状況について					
P104	① サニーホール関連	<p>□備品台帳から現物を照合した結果、既に廃棄されていた黒板3件が備品台帳上に記載されたままとなっていた。また、備品の現物から備品台帳に計上されているかを確認した結果、台帳に登録されていないと思われる備品があった。</p>	<p>□指定管理者に貸与している備品については、区の所管部署ごとに、独自様式による指定管理者との間の取得・移動・除却情報の伝達が行われているが、新地方公会計制度（東京都方式）に移行し、固定資産台帳も整備されつつある現状においては、資産管理の重要性を鑑み、区で統一した報告様式による管理を行うことが必要なものと考えらる。</p>	<p>□備品の廃棄等の更新情報について、区と指定管理者間での共有を徹底し、適正な備品の管理に努める。また共有方法について、統一した様式等を定めた。</p>	<p>対応済</p>
P105	② ムーブ町屋関連	<p>□ホワイトボードが悪質な利用者により壊され、原状回復されていなかった。また、指定管理者に対する貸与備品にロッカーが含まれているが、実際は、就労支援課（JOBコーナー町屋）にて使用されているものであった。なお、ロッカーについては、監査時の指摘を受け就労支援課へ所管替えを行った。</p>	<p>□ホワイトボードについては、発生予測が不能なものであり、事前に対応することは困難であったと思われる。不適切な利用者を発見した場合には、直ちに注意するとともに、必要な場合には、原状復帰費用を請求する等の対応が必要である。また、ロッカーについては、指定管理業務に不要なものであれば、無償貸与備品の対象から除外し、就労支援課に所管替を行う等の対応が必要である。</p>	<p>□利用後の備品破損等は責任の立証が困難であるが、不適切な利用者が確認された場合は適切な対応を実施する。</p> <p>□就労支援課にて使用されている実態があるロッカーについては、就労支援課へ所管替えを実施した。</p>	<p>対応済</p>

平成28年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
P105	(4) 備品等(Ⅱ種)の取扱いについて	<p>□指定管理者は、指定管理業務のために供する備品等を、自己の費用で購入又は調達することが可能であり、これを備品等(Ⅱ種)として区分している。</p> <p>27年度からの現指定期間においては、基本協定書上、次の備品等(Ⅱ種)が記載されている。</p>	<p>□指定管理者は、記載以外にも自社で調達した備品等を事務室等に持ち込み、使用していた。これは、特に備品等(Ⅱ種)の定義としては、自己の費用で購入又は調達した備品等といったものしかなく、金額の基準等も定めていなかった。また、備品等(Ⅱ種)を定めて、基本協定書に、その一覧を添付する意義も明確ではなかった。</p>	<p>□備品等(Ⅱ種)の取扱いについては、区及び指定管理者双方にとって、意味ある定めとなっておらず、あらためて定義を再確認するとともに、基本協定書に、その一覧を添付する必要性を検討することが必要である。その結果、備品等(Ⅱ種)を基本協定書に定める必要があるとのことであれば、指定管理者が購入又は調達した備品等で、実際に持ち込み使用しているものを確認し、毎年度、これを更新する等の対応が必要である。</p>	<p>□平成29年度に実施される新たな指定管理者制度の実施に伴い、備品等の取扱いを明確化した(備品Ⅰ～Ⅲ種という区分で定義を明確に定めた。)</p>	対応済
4 区分所有施設に係る長期的な大規模改修方針の策定について						
P108		<p>□サニーホール及びムーブ町屋は区の単独施設ではなく、区分所有施設であることから、建物の躯体や共有設備に関わるような改修工事を実施するにあたっては、他の区分所有者との合意形成が必要となる。</p>	<p>□区として、将来的なサニーホールの必要性を再検討し、その位置付けを明確にした上で、区分所有者である三菱東京UFJ信託銀行株式会社及び実質的な所有者と言える株式会社グリーンハウスと、どのような方針で大規模改修工事等に関する協議を行っていくのか、区としての基本方針を定める必要がある。</p> <p>□センターまちや管理組合においては、特別修繕積立金の積立や共用設備を含む施設の修繕・改修工事を行っており、通常総会には、所管課の課長が出席している。当該工事の内容や積立金の積立額等が、長期的な観点からの予防保全に資するものとなっているのか等についても検証し、区分所有者の立場で意見を表明していくことが必要なものとする。</p>	<p>□区として必要な検討を進めている。</p>		検討中